



平成18年5月26日

各 位

会社名 株式会社協和日成
代表者名 代表取締役社長 北村眞隆
(JASDAQ・コード1981)

問合せ先

役職・氏名 総務部長 山口雄司

電話 03-3780-8815

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 定款を見やすくするため、全条文の見出しを新設するものであります。
- (2) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、一部号数を繰り下げるものであります。
- (3) 公告費の削減、公示機能の向上を図るべく、また、インターネットの利便性、普及状況などに鑑み、電子公告制度を採用するため、現行定款第4条について所要の変更を行うとともに、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を

新設するものであります（変更案第10条）。

- ② 当社の株主総会を本店の所在地またはこれに隣接する地において開催することを明確にするため、現行定款第12条に第2項を新設するものであります。
- ③ インターネットの普及を考慮して、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第17条）。
- ④ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主の皆様への周知を図るため、会社法施行規則に基づき、現行定款第16条について所要の変更を行うものであります。
- ⑤ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第26条）。
- ⑥ 取締役および監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨の規定を新設するとともに、社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第29条、第37条）。なお、変更案第29条については、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- ⑦ その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備および条文の加除に伴う条数の変更ならびに字句の修正等所要の変更を行うものであります。

なお、整備法に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

当社は株券を発行する旨の定め。

当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上

(別 紙)

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 当社は株式会社協和日成と称する。 英文ではKYOWANISSEI CO., LTD. とする。	<u>(商 号)</u> 第 1 条 当社は、 <u>株式会社協和日成</u> と称し、 <u>英文では、KYOWANISSEI CO., LTD.</u> と表示する。
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. ガス屋内外配管工事の設計施工管理</u> <u>2. 空気調和（温水式床暖房および一般冷暖房）設備工事の設計施工管理</u> <u>3. 給排水配管・衛生・給湯・消防・機械設備工事の設計施工管理</u> <u>4. 上、下水道・電気管路洞道・舗装・土木工事の設計施工管理</u> <u>5. 工場各種配管設備工事の設計施工管理</u> <u>6. 建築工事および電気工事の設計施工管理</u> <u>7. ガス機器・空調機器・給排水衛生設備機器の仕入れ販売ならびに保守管理業務</u> <u>8. 家庭用、業務用電気機器および通信機器の販売</u> <u>9. 業務用、家庭用家具の設計・製作・販売</u> <u>10. 内装仕上工事の設計施工</u>	<u>(目 的)</u> 第 2 条 当社は、 <u>次の事業を営むこと</u> を目的とする。 <u>(1)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> <現行どおり> <u>(6)</u> <u>(7)</u> <u>(8)</u> <u>(9)</u> <u>(10)</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. <u>展示場等の什器・備品のリース</u></p> <p>12. <u>建築用資材の販売</u></p> <p>13. <u>造園工事</u></p> <p>14. <u>塗装工事</u></p> <p>15. <u>不動産の売買、交換または賃貸借の代理または媒介する事業</u></p> <p>16. <u>損害保険の代理業務</u></p> <p>17. <u>産業廃棄物の収集運搬業</u></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>18. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>(11))</p> <p>(12))</p> <p>(13))</p> <p>(14)) <現行どおり></p> <p>(15))</p> <p>(16)</p> <p>(17))</p> <p>(18) <u>郵便切手類の販売業務および印紙の売りさばき業務ならびに郵便小包（ゆうパック）の取次業務</u></p> <p>(19) <u>電力販売の取次代理店業務</u></p> <p>(20) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p><u>(本店の所在地)</u></p>
<p>第 3 条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p><新 設></p>	<p>第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>(公告方法)</u></p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は3,200万株とする。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p><u>(発行可能株式総数)</u> 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。</p>
<p><新 設></p>	<p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p><u>(自己の株式の取得)</u> 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 第 9 条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="368 367 563 398"><新 設></p> <p data-bbox="225 1055 775 1384">第 8 条 当社の<u>单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1单元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p data-bbox="225 1402 783 1731">第 9 条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p data-bbox="312 1749 766 1906">2 <u>前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p data-bbox="823 327 1217 358"><u>（单元未満株式についての権利）</u></p> <p data-bbox="807 367 1361 573">第10条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p data-bbox="963 582 1361 658"><u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p data-bbox="963 667 1361 743"><u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p data-bbox="963 752 1347 913"><u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p data-bbox="963 922 1347 999"><u>（4）次条に定める請求をする権利</u></p> <p data-bbox="823 1016 1137 1048"><u>（单元未満株式の買増し）</u></p> <p data-bbox="807 1057 1347 1303">第11条 当社の<u>株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p data-bbox="951 1402 1145 1433"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 <u>当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続その他の株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第11条 <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人および事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u> <u>当会社の株主名簿等および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続その他の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><新 設></p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第12条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 2 条 定時株主総会は<u>毎決算期後 3 ヶ月以内にこれを招集する。</u> 臨時株主総会は<u>必要に応じて招集する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 1 3 条 株主総会は<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 1 4 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長があたる。取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第 1 3 条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(招 集)</p> <p>第 1 4 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">2 <u>当会社の株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 1 5 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第 1 6 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="368 412 563 443"><新 設></p> <p data-bbox="225 887 762 1048">第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p data-bbox="316 1144 775 1346">2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p data-bbox="225 1447 775 1608">第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="368 1619 563 1650"><新 設></p>	<p data-bbox="810 327 1345 398"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="810 412 1345 824">第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="823 846 991 878"><u>(決議の方法)</u></p> <p data-bbox="810 891 1345 1133">第18条 株主総会の決議は、法令または<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="898 1144 1345 1386">2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p data-bbox="823 1408 1070 1440"><u>(議決権の代理行使)</u></p> <p data-bbox="810 1453 1345 1608">第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p data-bbox="898 1619 1345 1774">2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席したる取締役これに記名捺印または電子署名を行い、その議事録を本店に10年間、その謄本または電磁的記録を支店に5年間備え置くものとする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>当社の取締役の選任は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> <u>取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p><新 設></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新 設></p>	<p><u>(任 期)</u></p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>第20条 <u>補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><削 除></p>
<p>第21条 取締役会はその決議をもって<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><新 設></p>	<p><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>第22条 <u>取締役社長は取締役会の決議を執行し、会社全般の業務を統轄する。</u></p> <p><u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役は、取締役社長を補佐し、取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p><削 除></p>
<p>第23条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、<u>その議長となる。取締役会長差支えあるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役会長、取締役社長ともに差支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p><新 設></p>	<p>第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し会日より3日前までにこれを発する。</u> ただし、<u>緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><新 設></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</u> ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</u></p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役これに記名捺印または電子署名を行い、本店に10年間備え置くものとする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定められたものを除き、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p><u>(取締役会規程)</u> 第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(報酬等)</u> 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第29条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="264 327 743 358">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="226 454 762 741">第 29 条 当会社の監査役は、5名以内とする。 <u>当会社の監査役の選任は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p data-bbox="368 801 560 833"><新 設></p> <p data-bbox="226 1149 762 1308">第 30 条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="368 1319 560 1350"><新 設></p> <p data-bbox="226 1541 762 1700">第 31 条 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p data-bbox="226 1760 762 1830">第 32 条 監査役は、その<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p data-bbox="849 327 1327 358">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="825 412 968 443"><u>(員 数)</u></p> <p data-bbox="809 454 1345 524">第 30 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="825 759 968 790"><u>(選任方法)</u></p> <p data-bbox="809 801 1345 875">第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="896 887 1345 1090">2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="825 1106 968 1137"><u>(任 期)</u></p> <p data-bbox="809 1149 1345 1308">第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="896 1319 1345 1523">2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="952 1534 1144 1565"><削 除></p> <p data-bbox="825 1715 1032 1747"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p data-bbox="809 1758 1345 1830">第 33 条 監査役会は、その<u>決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p><削 除></p> <p>(監査役会の招集通知)</p>
<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までにこれを発する。</u> ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p><新 設></p>	<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役これに記名捺印または電子署名を行い、本店に10年間備え置くものとする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定められたものを除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><新 設></p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第38条 当社の<u>営業年度は年1回とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p>	<p><u>(事業年度)</u></p> <p>第38条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第39条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第39条 株主配当金は<u>毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u> ただし、<u>配当金は支払開始日から満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第40条 配当財産が<u>金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>